

幼児教育現場における  
食農教育モデル事業者を募集



## 幼稚園・認定こども園・保育所等における 県産有機農産物等理解醸成支援事業

幼少時から有機農産物等の価値に触れ、県産有機農産物等や環境負荷の少ない農業への理解を深めれるよう、**幼稚園・認定こども園・保育所等における県産有機農産物等理解醸成を支援する公募型の事業(委託)**を実施します。

### 〔助成対象内容〕

#### (1) 学習機会の提供

〔 講話、産地学習会、教育・保育施設内での栽培体験  
調理または加工体験 等 〕

#### (2) 有機農産物等の食事機会の提供

### 〔助成対象者〕

農業協同組合、農地所有適格化法人、食品流通事業者  
生産者グループ(※)等

(※)有機栽培を行う生産者が3戸以上  
ただし、有機JAS認証取得者は1戸以上で可

### 〔助成内容等〕

- 委託金額 …… **7万円**／1モデル
- 公募期間 …… 令和8年5月20日(水)～6月22日(月)
- 募集枠 …… 10モデル程度
- 応募方法 …… 各種様式を下記までメール提出

提出先  
問合せ先

兵庫県 農林水産部 流通戦略課ブランド戦略班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL:078-362-3486 E-mail:[ryuutsuusenryaku@pref.hyogo.lg.jp](mailto:ryuutsuusenryaku@pref.hyogo.lg.jp)

## 事業概要

事業内容	幼少時から有機農産物等の価値に触れ、県産有機農産物等や環境負荷の少ない農業への理解を深める取り組みに要する経費を支援
助成対象経費	(1) 学習機会の提供に要する経費 ア 講話にかかる経費(例:資料作成経費、報償費等、見本農産物経費等) イ 産地学習会にかかる経費(例:バス借上代、見本農産物経費等) ウ 教育・保育施設内での栽培体験にかかる経費 エ 調理または加工体験にかかる経費 (2) 有機農産物等の食事機会の提供 ア 教育・保育施設における給食への有機農産物等の提供に要する経費 イ 保護者に向けた有機農産物等を購入する機会の提供に要する経費 (3)その他 上記取り組みに係る必要な経費
事業実施主体 (助成対象者)	農業協同組合、農地所有適格法人、生産者グループ(実施基準2のアに掲げる農産物を生産している者を1戸以上、もしくは同2のイからエに掲げる農産物を生産している者を3戸以上含むこと。)、食品流通事業者、その他、事業を遂行する能力を有していると知事が認める者
委託金額	1モデルあたり7万円
募集枠	10モデル程度
助成対象期間	1年間(契約日から令和9年1月31日まで)
実施基準	1 次の(1)及び(2)の取組により、幼少時から有機農産物等の価値に触れ、県産有機農産物等や環境負荷の少ない農業への理解が深まることが見込まれること。 (1) 学習機会の提供 ア 講話 イ 産地学習会 ウ 教育・保育施設内での栽培体験 エ 調理または加工体験 (2) 有機農産物等の食事機会の提供 ア 教育・保育施設における給食への有機農産物等の供給 イ 保護者に向けた有機農産物等を購入する機会の提供 2 対象とする県産有機農産物は、有機農業の推進に関する法律第2条の定義に合致する生産方法によるもので、かつ次のいずれかに該当する農産物とする。 ア 県内で生産された有機JAS認証(転換期間中を含む。)を受けている農産物 イ 環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の取組対象となる県内農地で生産された農産物 ウ 兵庫県認証食品のうちひょうご安心ブランド農産物 エ 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン(改正平成19年3月23日18消安第14413号)に沿った表示がなされている県産農産物 3 連携する教育・保育施設を確保し、事業実施に当たり自ら必要な調整を行うこと。 4 採択された場合には、事業内容が公表されることを関係者に了承を得たうえで応募すること。 5 実績報告に添付する活動の様子がわかる写真については、県施策の推進を目的とした県作成資料への転載が可能(保護者承諾済み)なものとすること。 6 実施内容は、既存の取組のみではなく、本事業を契機として新たに取り組む内容を含むこと。 7 同一事業実施主体が複数のモデル事業を実施することを可能とする。

## 事業の流れ

公募開始  
公募締切

審査  
・採択

計画申請  
・承認

請書の提出  
・契約

事業実施

実績報告  
・検査

委託料  
の交付